

港長公示第3号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により、公示する。

平成23年3月2日

小名浜港長



小名浜港東港地区人工島護岸内における航泊の禁止について

小名浜港東港地区人工島護岸内において、工事が行われるため、工事期間中下記により、当該工事作業船舶及び小名浜港長の許可を受けた船舶以外の一般船舶の航泊を禁止する。

記

1 期間

平成23年3月17日から当分の間

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びチとイを結んだ線により囲まれた海面

- イ 小名浜港三崎防波堤灯台から231度06分 1,335メートルの地点
(北緯36度55分36.2秒、東経140度53分49.0秒)
- ロ イ地点から301度48分 439メートルの地点
(北緯36度55分43.7秒、東経140度53分33.9秒)
- ハ ロ地点から32度00分 904メートルの地点
(北緯36度56分08.4秒、東経140度53分53.2秒)
- ニ ハ地点から61度00分 161メートルの地点
(北緯36度56分10.9秒、東経140度53分58.9秒)
- ホ 二地点から167度54分 446メートルの地点
(北緯36度55分56.7秒、東経140度54分02.6秒)

- ヘ ホ地点から118度42分 181メートルの地点
(北緯36度55分53.9秒、東経140度54分09.0秒)
- ト ヘ地点から227度36分 191メートルの地点
(北緯36度55分49.7秒、東経140度54分03.3秒)
- チ ト地点から212度24分 534メートルの地点
(北緯36度55分35.1秒、東経140度53分51.7秒)

3 備考

人工島護岸内では、埋立等の工事が実施されている。

略図

